

子どもたちにより良い教科書を届けるために

1) 子どもたちの学ぶ意欲を奪う、新学習指導要領

● 来年度から使用される小学校教科書などの検定結果を公表

文部科学省は、三月三〇日、「二〇〇九年度教科用図書検定結果」の一部を公表しました。今回の教科書検定は、〇六年に改悪された教育基本法とそれに続く学校教育法の改悪、その具体化として、〇八年に改訂された新学習指導要領に基づき、全面实施となる二〇一一年度から使用される小学校教科書にかかわるものです。

● 大幅に増加した学習内容で子どもに大きな負担増

改訂学習指導要領は時間数と学ぶ内容が増加したため、各教科書ともページ数が増え、現行のものより平均二四・五%増となりました。とりわけ「理数教育重視」路線のもとで、算数三三・二%、理科三六・七%のページ増という顕著な数字となっています。すでに、改訂学習指導要領の移行措置が始まった二〇〇九年度から、「子どもたちも先生も

くたくた」、「高学年で学習した内容が低学年におりてきて、子どもはますますわからなくなり意欲を失っている」など悲鳴に近い声が上がっています。こうした実態から、負担ばかりが増え、子どもたちの豊かな学びや人間らしい成長・発達が妨げられることが危惧されます。さらに、増加した学習内容を「消化」するために、移行措置段階から夏休み短縮、土曜授業などが「授業時数確保」の「工夫」として行われ、都教委自らが土曜日の授業をなし崩し的に推進する事態に至っていることは重大です。

● 各教科の学習内容に道徳的内容を盛り込ませる

新学習指導要領は、道徳心、愛国心、公共の精神など教育基本法第二条「教育の目標」を全教科で教えることを明記しました。新検定制度は、教育基本法第二条の示す「教育の目標」の五項目と申請図書（教科書）との対照表（ページ、行などを明記する一覧表）の提出を義務づけ、ほぼすべての教科書に五項目の内容が記述されました。国が決めた価値観を一方向的に学校現場で教えることを強制さ

れることは重大な問題です。

● できる子、できない子のふりわけがさらに徹底される

文部科学省は、前回の指導要領改訂で「できんものはできんままで結構」と、基礎的基本的事項を大幅に削り学習内容をずたずたにしました。OECDの「PISAテスト」の結果から「学力低下」の批判が起きると「全国学力テスト」で学力競争を煽り、子どもたちを苦しい状況に追い込んでいきました。今回の指導要領改訂にともなう教科書は、そのような子どもたちに対し、授業時数を増やし難しい内容を低学年から学ばせるなどしてさらに追い込み、できる子とできない子にわけることが狙っています。マスコミの多くはこうしたねらいに言及することなく、一様に「ゆとり教育」からの脱却と大幅に増加した学習内容を評価し、現場の努力と教職員の質向上に言及しています。私たち教職員は、教育の専門家として、教科書の民主的採択とむすんで、子どもの発達に即した系統的な学習内容などについて、広く国民に新学習指導要領の問題点を明らかにすることが重要です。

● 厳しい状況の中でも、全力で良い教科書を子どもたちの手に

今回の検定結果を受けて、各教育委員会で教科書採択の作業が始まり、六月から教科書展示会が開催されます。教科書採択にあたっては、何より子どもの現実の日々向き合っている教職員の意向が尊重されなければなりません。しかし、実際には、中学校社会科「つくる会」教科書の採択をさせようとする動きの中で、都教委は教職員の意向を排除して「教育委員会の責任と権限による採択」を押しつけてきました。杉並区をはじめ、各地教委の採択にも不当な政治的介入が広がっています。全都の採択区で、採択過程の公開と教職員の意向が反映した民主的教科書採択の実現をめざし、新学習指導要領の見直しと合せて、父母、都民と一緒に運動を広げていくことが重要です。

私たちが都教組は、そのために全力で取り組んでいくことを決意するものです。

—二〇一〇年四月六日 都教組教文部長 談話より—

2) 教職員が教科書を選べない 広域採択と教育委員採択

教科書採択制度の問題

日本では教科書は主要な教材として位置づけられ、学校教育法で学校の授業の中で中心

的に使うよう教員に義務づけ指導をしています。一方、学校の教育課程は各学校が決めることになっており、教諭は「児童の教育をつかさどる」(学校教育法)と規定されています。したがって、子どもの実態や地域の状況を一番把握している教職員(教職員集団)が、子どもたちにふさわしい教科書を選ぶのが最も理にかなったことです。

● 学校選択、教室選択まであった戦後最初の教科書採択

戦後の教科書採択制度の歴史を見ると、一九四八年に制度化された教科書検定制度の要綱等で文部省は、「教科書採択は、教師たちの意見を十分にとりいれた後、学校責任者が教育上最も適当と考えられるものを自由に選ぶことが建前である」(新制度の解説)、「採択者は同一学年の各組ごとに異なる教科書を採択することができる」(図書展示会要綱)とし、現在では考えられませんが、学校単位、教室単位の採択も認めていました。

● 東西冷戦、日米安保条約制定を背景に、実質的に国定教科書化をねらった文部省(当時)

一九四九年に社会主義国「中国」が誕生、一九五〇年朝鮮戦争開始。世界は東西冷戦(アメリカVS旧ソ連)の時代を迎えます。アメリカの日本占領政策が大幅に変わり、資

本主義側の一員として再軍備(自衛隊)が要求され、日米安全保障条約が日本独立を認め、サンフランシスコ条約と同時に結ばれました。(一九五一年)これを境に教育の反動化(逆コース)がはじまり、平和教育などが偏向教育として攻撃される事態がおこりました。その中で文部省(当時)は教科書の統制を強化するため、行政指導で広域採択を推進していきました。また一九五七年、文部省は改訂学習指導要領を告示し「法的拘束力がある」と主張するようになります。そして一九六三年、憲法二六条の「義務教育はこれを無償とする」を実現するものとして「教科書無償措置法」が制定され(そのことは何の問題もありませんが)、文部省はそれを口実に、「学校採択」から「広域採択」に完全に移行させ現在にいたっています。現在東京では区市町村別に採択が行われ、他道府県では数市共同での広域採択が行われています。

● 広域採択制度の問題

1) 直接使う教職員が教科書を選ぶことができない。↓教職員が教科書を吟味して研究することへの関心が低下する危険があります。

2) 区市町村単位では、各学校の子どもや地域の実情にあった教科書を選べない。↓同じ地区でも地域の社会状況、自然環境が異なり、子どもたちに一番合った教科書を

統一することはできません。

3) 教科書発行者の寡占化（発行会社が大手に限定される）↓採択されれば四年間多部数が販売可能となりますが、不採択になれば一冊も売れません。教科書発行が大きくなりリスクを伴うので大手出版社しか生き残れません。実際前回の採択以後、いくつかの教科書発行会社は撤退しています。各教科の教科書の種類が減ってしまうと、実質的に準国定化状態になってしまいます。

4) 全国どこでも使える記述内容の画一化
↓採択されるためには個性的な内容ではなく、似たような内容にならざるを得ません。

●教育委員による採択を指導する文科省・都教委

「つくる会」中学校社会科教科書を採択させようと、文科省は教育委員会の責任で採択せよと指導し、全国の各地区で教育委員の投票などによる採択が行われています。

教育委員による採択には次のような問題があります。

1) 教育委員は必ずしも教育の専門家ではない。教員出身であっても、すべての教科に精通しているわけではない。

2) 非常勤の教育委員が、はたして小学校だけでも数百種類（全科目・六学年）もある教科書を調べることができるのか。（教

えることを想定しての調査ができるのか）

3) 内容よりも見栄えのいいもの、問題になっていない無難な教科書を選択することになるのではないかと。

4) 教科書会社は教育委員に選んでもらうために、内容よりも見栄え（カラーページや写真の多様など）を重視し、その製作のために原価が高くなり、結果として大手の教科書会社が有利になってしまう。教科書そのものの質の低下を招く危険がある。

5) 教育委員は首長が議会の承認を得て任命するため、東京都、杉並区、横浜市のように政治家や行政の影響が採択に直接影響する危険がある。

このような問題があるにも関わらず、文科省は教育委員会の採択権限の根拠を次の法律を挙げて説明しています。

（地方教育行政法）二三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する」第六項、「教科書その他の教材の取り扱いに関すること」

（教科書発想法 七条一項）市町村の教育委員会、国立及び私立の学校の長は、採択した教科書の必要数を、都道府県教育委員会に報告しなければならない」

これらは、いずれも教科書の採択の権限の明記はなく、事務処理に関する規定です。「教諭は児童の教育をつかさどる」と規定した学校教育法三七条二項（〇七年改訂）に照らしても、「採択権が教育委員会にある」とする文科省の見解は法の解釈を逸脱しているといわざるを得ません。

都教組は、子どもたちにより良い教科書を届けるために、学校現場で教科書を使って授業を行なう教職員の意見が尊重されるよう取り組んでいきます。

（この部分については、『最良の「教科書」を求めて〜「教科書制度」への新しい提言』子どもと教科書ネット21編著 つなん出版を参考にしました）

3) より良い教科書を選ぶ取り組みは、教科研究、教科書研究

子どもの立場に立って、よりよい教科書を選ぶというとりくみは、教科書の内容を批判検討することを通して、強化の内容をよりよいものに再編成していく仕事の出発点です。

また、このとりくみは、子どもたちにとって、よい教科書とは何か、どんな教科書が求められているのかを明らかにする教科書研究のスタートでもあります。

教科書採択をめぐるとりくみは、こうした教育課程の民主編成のとりくみとしっかり

結び合わせてとりくむことが大切です。職場で、教科書を検討しあい、大いに論議し、それを教育実践と研究の糧にしていけることが、このとりくみのもうひとつの側面として求められているのです。

この検討資料は、各学校や地域での教科書についての論議や検討が深まるように、その資料として作成したものです。あくまでも、教科書の分析の視点を提供することが目的であって、教職員組合として教科書を評価をすることが目的ではありません。

以下の「小学校新教科書検討委員会」の分析・検討を参考に、職場はもとより幅広い角度から意見をいただき、大いに論議を深めてください。

二〇〇九年度中学教科書採択結果

2010/05/6 子どもと教科書全国ネット21作成

新しい歴史教科書をつくる会（「つくる会」）

教科書の採択状況（*は新規）

◇扶桑社版

歴史（都県立／公立中学校）

栃木県大田原市

東京都杉並区

*愛媛県今治地区

東京都立中高一貫校

（小石川・白鷗・両国・桜修館・武蔵）

*東京都立中高一貫校

（大泉・富士・立川国際・三鷹）

東京都立特別支援学校

愛媛県立中高一貫校

（松山西・今治東・宇和島南）

愛媛県立特別支援学校

歴史（私立中学校）（需要数は2002年度を基

にしたものである）

にしたものである）

栃木県 国学院栃木

茨城県 常総学院

千葉県 麗澤

東京都 松陰

山梨県 日本航空

岐阜県 麗澤瑞浪

三重県 津田学園

三重県 皇學館

*大阪府 浪速

岡山県 岡山理科大付属

高知県 明德義塾

計

（注）玉川学園は採択を変更（↓東書）

合計

*文科省発表表 7,250 (0.6%)

大田原市

公民（都県立／公立中学校）

公民（都県立／公立中学校）

*今治地区

東京都立中高一貫校

（小石川・白鷗・両国・桜修館・立川国際・武蔵）

東京都立特別支援学校

公民（私立中学校）

栃木県 国学院栃木

茨城県 常総学院

千葉県 麗澤

東京都 松陰

山梨県 日本航空

岐阜県 麗澤瑞浪

三重県 津田学園

三重県 皇學館

*大阪府 浪速

清風

兵庫県 甲子園学院

高知県 明德義塾

計

計

計

計 1,050
 (注) 東京の3校が変更、玉川学園(↓東書)、日大三校(↓東書)、武蔵野女子学院(↓日書新社)

合計 4,150 (0.4%) ※文科省発表 4,201 (0.4%)

☆文科省発表 (09.11.5)

歴史 7,250冊 (0.6%) 公民 4,201冊

計 11,451冊 2,887冊減

◆ 自由社版

歴史 (公立中学校)

* 神奈川県横浜市 8 地区 13,500

(港南・旭・金沢・港北・緑・青葉・都築・瀬谷、145校中71校)

歴史 (私立中学校)

* 東京都都市大附等々力中学校、兵庫県甲子園学院、岡山県岡山学芸館清秀中学校、熊本県真和中学校 4校他1校 計約500

合計 17,000 (1.1%) ※文科省発表 4,201 (0.4%)

(注) 他1校は東京都三鷹市明星学園中学校である。同校は、日書新社を採択したのに、都教委への届けの時にインターネットの操作を間違えたために自由社になった(都教委は学校からの変更申し出を「できない」と拒否、文科省も同様の対応である。その後の都教委との交渉でも認められなかったため、学校の責任で日書新社の教科書を準備し生徒に配布して授業をおこなっている。

☆文科省発表 (09.11.5)

歴史 14,019冊 (1.1%)

扶桑社+自由社の歴史 21,269冊 (1.7%)

☆扶桑社版の採択をやめた学校

歴史・滋賀県立河瀬中学校、(私学) 玉川学園

公民・玉川学園、日大三校、武蔵野女子学院

学

* 2009年度公立学校採択地区数 593地区

(2005年度582地区)

「こくる会」(扶桑社+自由社) 採択地区

歴史11地区 (1.85%)、公民2地区 (0.34%)

* 2009年度までに開校した全国の中高一貫校370校、2010年開校は東京の4校+a

「つくる会」(扶桑社) 中高一貫校の採択校数 歴史13校 (3.48%)、公民6校 (1.62%)